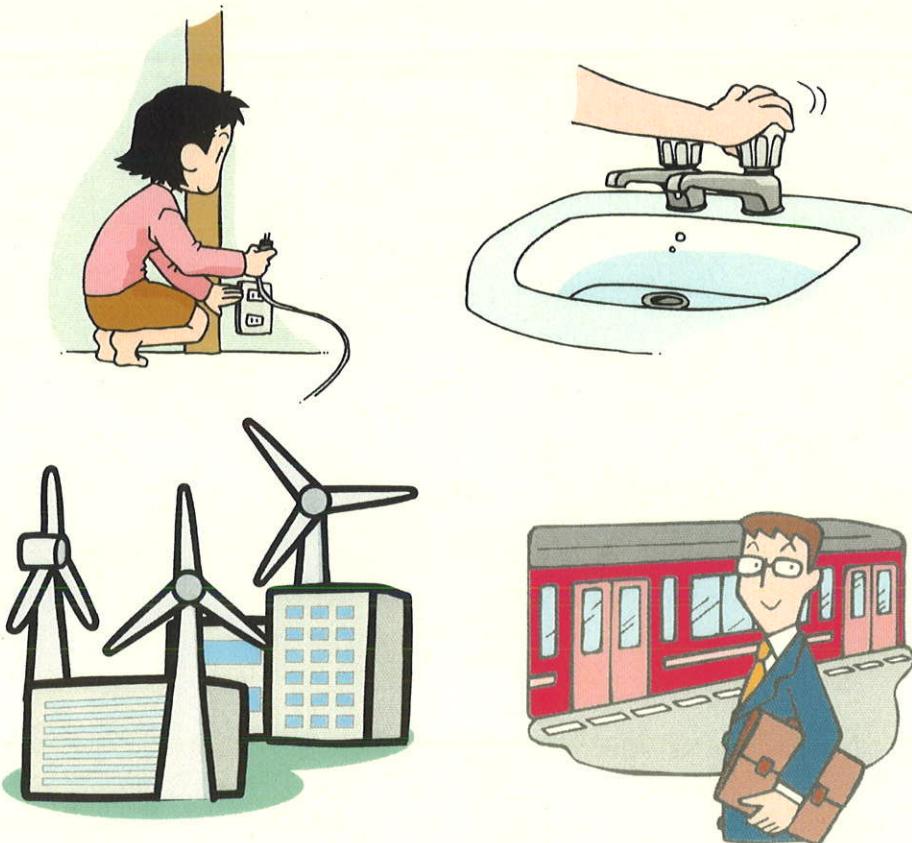


いざもエコオフィス・ アクションプログラムⅢ



平成24年(2012) 3月
出 雲 市

一 目次 一

いつもエコオフィス・アクションプログラムⅢ 【出雲市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】

1. 背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間等	3
(1) 計画の期間	3
(2) 計画の基準年	3
4. 計画の対象	3
(1) 計画対象組織	3
(2) 計画の対象事務及び事業	3
(3) 対象とする温室効果ガス	4
5. エネルギー・資源と温室効果ガスの現状	4
(1) エネルギー及び資源の使用状況	4
①【平成22年度 市の事務事業のエネルギー・資源等の使用量】	4
②【平成23年度 通勤距離3km未満のマイカー利用状況】	4
(2) 温室効果ガスの排出状況	5
①【平成22年度 温室効果ガス排出量と排出割合】	5
②【平成23年度 通勤距離3km未満のマイカー利用による排出量】	5
③温室効果ガス排出量の算定方法	5
6. 計画の目標	5
(1) 基本方針	5
(2) 実行目標	6
①【環境配慮項目別削減目標】	6
②【市の事務事業に関わる温室効果ガス削減目標】	6
③【平成33年度までに目標とする温室効果ガスの排出量】	6
④【平成28年度までにノーマイカー率80%を目標とする温室効果ガスの排出量】	6
(3) 排出量の削減目標値設定の考え方	6
7. 地球温暖化対策等に関わる取り組み	7
(1) 環境にやさしいエコオフィスの創出	7
(2) グリーン購入の促進	8
(3) ごみ減量とリサイクルの推進	8
(4) 環境に配慮した建築物の建築・維持管理	8
(5) 環境に関する研修及び情報提供の推進	9
(6) 環境マネジメントシステム(EMS)の運用手順の拡大	9
(7) 環境保全活動への参加促進	9
8. 計画の推進	9
(1) 推進体制	9
(2) 推進管理	10
①点検	11
②見直し	11
③公表	11
④監査	11
エコアク・省エネ法年間エネルギー報告シート	12
資料1 平成22年度 エネルギー・資源等使用量集計表	13
資料2	
1. 項目別温室効果ガス削減目標	14
2. 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み内容と削減数値等	14
資料3 水及び紙の使用量削減目標	14
資料4 エコアクⅡにおける温室効果ガス排出量の状況	15



いともエコオフィス・アクションプログラムⅢ 【出雲市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】

出雲市は、地球温暖化対策として平成14年3月に策定した「いともエコシティ・アクションプログラム」及び、平成17年3月の2市4町の合併に伴いこれを見直した「いともエコオフィス・アクションプログラムⅡ」に基づき、市自体の事務及び事業活動に関する環境負荷の低減に努めてきた。

今回、平成23年10月1日の出雲市・斐川町の合併に伴い、この実行計画を再度見直し、平成22年度を基準年とし平成24年度から平成33年度までを計画期間とする「いともエコオフィス・アクションプログラムⅢ」を策定する。

1. 背景と目的

平成11年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）により、地方公共団体が自らの温室効果ガスの排出削減に取り組むため、温対法第20条の3に基づく「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」の策定が、地方公共団体すべてに義務付けられた。

これに伴い島根県では、平成12年3月に県民、事業者、行政の全ての活動で発生する温室効果ガスの発生抑制に取り組むことを目的とした「島根県地域温暖化対策推進計画」や、県庁自らの行動計画である「環境にやさしい率先実行計画」が策定された。さらに、「島根県地球温暖化対策協議会」の設置により、県全体で温暖化対策に向けた取り組みが進められてきた。その後、平成22年度には新たな「島根県地球温暖化対策推進計画」が策定されるとともに、「環境にやさしい率先実行計画」の改定がなされている。

平成17年2月に京都議定書が発効し、我が国の温室効果ガスの排出量を、2008年から2012年までに1990年レベルから6%削減することが義務付けられ、この削減目標達成に向け、国において「京都議定書目標達成計画」が策定された。以後、「国内クレジット制度」等温室効果ガス削減量の取引制度の整備、太陽光発電の余剰電力買取制度、エネルギーの使用の合理化に関する法律及び温対法の適用事業者の拡大等、温室効果ガス削減に向けたシステムの整備が進められてきた。

平成17年の合併前の旧出雲市では、平成14年3月に「いともエコシティ・アクションプログラム」を策定し、市に関連する全ての事務事業から発生する温室効果ガスの削減のための行動に取り組んできた。また、平成15年12月には環境管理の国際規格であるISO14001を認証取得（※注）し、環境負荷の低減に向けた取り組みの継続的な改善を推進してきた。その後、平成17年3月の合併に伴い「出雲市環境保全条例」を新たに制定し、さらに平成18年3月に制定した「出雲市環境基本条例」に基づき市全体の環境の総合計画である「出雲市環境基本計画」を平成18年度に策定した。地球温暖化対策の実行計画については、合併に伴う市関連施設や職員数の増に対応した見直しを行い、「いともエコオフィス・アクションプログラムⅡ」を平成19年3月に策定した。

（※注）ISO14001については、本市において環境配慮型の事務事業が定着し着実に成果が現ってきたことから、外部審査による認証を受けなくても環境管理システムの継続と改

善が可能であると判断し、平成20年12月にその認証を返上した。

「いつもエコオフィス・アクションプログラムII」の運用結果については、温室効果ガス排出量が平成20年度に基準年度（平成17年度）比6.3%減と目標の7%減に迫っていたが、22年度は本庁舎をはじめとする市関連施設の規模や数の増大により、基準年度比で11.5%の増加に転じた。（P15 資料4 参照）

平成23年3月に発生した東日本大震災は、原子力発電の推進を中心としたエネルギー政策に基づく我が国の地球温暖化対策に見直しを迫るものとなった。これを受け、8月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、平成24年7月から電気事業者に再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を一定の期間・価格で買い取ることが義務づけられることになった。一方、平成23年11月から12月にかけ、南アフリカ共和国ダーバンにて「気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）」「京都議定書第7回締約国会合（CMP7）」等が開催され、我が国は2013年度からの京都議定書第二約束期間に参加しないこととなった。これを受けて当面は、我が国独自の温室効果ガス削減目標を掲げ地球温暖化対策を推進することになる見込みである。

本市の地球温暖化対策の実行計画については、平成21年の本庁舎新築をはじめとした市関連施設の規模・数の増大や、平成23年10月の出雲市・斐川町の合併に伴う職員・施設の増加等により、これまで取り組んでいた「いつもエコオフィス・アクションプログラムII」では対応できない状況となった。そこで、これを見直して新たに「いつもエコオフィス・アクションプログラムIII」を策定し、環境マネジメントシステムを用いた環境負荷の低減に向けた取り組みと共に地球温暖化対策を推進する。また、「出雲市環境基本計画」において本市職員の率先行動として掲げられている「通勤距離3Km未満のマイカー利用自粛」についても、引き続き取り組むこととする。

2. 計画の位置付け

この計画は、出雲市が平成19年3月に策定した「いつもエコオフィス・アクションプログラムII」を、平成23年10月の合併に伴い見直したものであり、市が行う事務及び事業から発生する環境への負荷の低減に向けた実行計画であるとともに、法第20条の3に基づく温室効果ガスの排出抑制のための計画である。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 略

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3. 計画の期間等

(1) 計画の期間

平成24年度(2012)から平成33年度(2021)までの10年間を計画期間とする。

ただし、「通勤距離3km未満のマイカー利用自粛」については、出雲市環境基本計画の計画期間（平成28年度(2016)まで）内の達成を目指す。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行う。

(2) 計画の基準年

本計画の基準年は、平成22年度(2010)とする。

ただし、通勤距離3km未満のマイカー利用自粛については、平成23年度(2011)とする。

4. 計画の対象

(1) 計画対象組織

対象とする組織は、市長部局、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、上下水道局、消防本部、消防署、総合医療センターとする。

(2) 計画の対象事務及び事業

市が自ら行う事務及び事業とする。ただし、上下水道施設、出雲エネルギーセンター、出雲総合医療センター、出雲消防本部などの一部の事務事業については本計画の対象外とする。また、外部委託等により実施する事務事業及び市職員が配置されていない市の施設(※)は本計画の対象外とするが、温室効果ガスの排出抑制等に向け取り組み可能なものについては、協力を求めることがある。

(※)ただし、小中学校は本計画の対象とする。

【「いつもエコオフィス・アクションプログラムⅢ」の対象組織】

計画対象部署署名
市役所本庁舎及び各支所 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川
上下水道局庁舎（来原浄水場含む） 【動力部門対象外】
出雲弥生の森博物館（文化財課）
隣保館（人権同和政策課）
出雲科学館
出雲エネルギーセンター 【動力部門対象外】
斐川クリーンステーション 【動力部門対象外】
出雲中央図書館
斐川教育事務所
出雲学校給食センターほか2施設 平田・斐川【動力部門対象外】
出雲総合医療センター 【病院部門対象外】
出雲消防本部ほか5施設 平田・大社・西・多伎・佐田・斐川【緊急車両対象外】
保育所（4施設） 中央・須佐・窪田・直江

幼稚園（30施設）	中央・今市・大津・上津・塩治・高松・古志・四絡・高浜・川跡・鳶巣・朝山・乙立・稗原・神門・神西・長浜・平田・東・多伎・湖陵・大社・荒木・遙堪・日御崎・鵜飼・莊原・西野・中部・出東
小学校（41施設）	今市・大津・上津・塩治・高松・長浜・四絡・高浜・北陽・朝山・乙立・稗原・神戸川・神西・湖陵・窪田・須佐・岐久・田儀・大社・荒木・遙堪・鵜飼・日御崎・平田・灘分・国富・西田・鰐淵・猪目・久多美・檜山・東・北浜・塩津・佐香・伊野・莊原・西野・中部・出東
中学校（15施設）	第一中・第二中・第三中・河南・浜山・南・平田・旭丘・光・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川東・斐川西

（3）対象とする温室効果ガス

【法律で対象となっている温室効果ガス】

ガスの種類	人為的な発生源
二酸化炭素	CO ₂ 石油や天然ガスなどの化石燃料の燃焼による排出
メタン	CH ₄ 燃料の燃焼、家畜・水田・廃棄物埋立等から排出
一酸化二窒素	N ₂ O 燃料の燃焼、有機物の燃焼、窒素肥料により排出
ハイドロフルオロカーボン類	HFC カーエアコン、冷蔵庫の冷媒、エアゾール製品の噴霧剤などに使用
パーフルオロカーボン類	PFC 半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用
六フッ化硫黄	SF ₆ 変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等の製造用として使用

上記6種類のガスが対象とされているが、平成14年に策定した「いともエコシティ・アクションプログラム」での温室効果ガス種類別排出量割合において98.76%をCO₂が占めていたことから、本計画ではCO₂のみを対象ガスとする。

5. エネルギー・資源と温室効果ガスの現状

（1）エネルギー及び資源等の使用状況

①【平成22年度 市（合併前の旧斐川町含む）の事務事業のエネルギー・資源等の使用量】

No	項目	単位	実績値	備考
1	電気	Kwh	10,935,200	
2	ガソリン	ℓ	170,200	
3	軽油	ℓ	10,500	
4	灯油	ℓ	401,200	
5	重油	ℓ	240,700	A重油
6	液化石油ガス	Kg	35,500	LPG・プロパン
7	都市ガス	m ³	120,000	
8	一般廃棄物（廃プラスチック）	Kg	9,800	サイトリ（※）データ 推計値含む
9	上水道	m ³	200,800	
10	コピー用紙	Kg	55,700	サイトリデータ
11	封筒	枚	425,100	サイトリデータ 推計値含む

※P13 資料1「平成22年度 エネルギー資源等使用量集計表 参照

(※)「サイトリ」の範囲については、「出雲市役所環境マネジメントマニュアル」1.(2)を参照のこと。

②【平成23年度 通勤距離3Km未満のマイカー利用状況】（県費職員は除く）

通勤距離3Km未満利用者数	255名《3km未満該当者数(445名)の57%が利用》
---------------	------------------------------

※平成24年1月に実施した「職員率先行動状況調査」による集計数値

(2) 温室効果ガスの排出状況

①【平成22年度 温室効果ガス排出量と排出割合】

NO	項目	温室効果ガス排出量 (Kg-CO ₂ /単位)	割合 (%)
1	電気	6,134,600	71.2
2	ガソリン	394,900	4.6
3	軽油	27,100	0.3
4	灯油	999,000	11.6
5	A重油	652,300	7.6
6	液化石油ガス (LPG)	106,500	1.2
7	都市ガス	274,800	3.2
8	一般廃棄物 (廃プラスチック)	27,100	0.3
合計		8,616,300	100.0

※P13 資料1「平成22年度 エネルギー資源等使用量集計表」 参照

②【平成23年度 通勤距離3km未満のマイカー利用による排出量】

温室効果ガス排出量	58,000 Kg-CO ₂
-----------	---------------------------

※P14 資料2-2 「通勤距離3km未満のマイカー通勤自粛」 参照

(3) 温室効果ガス排出量の算定方法

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に規定された算定方法に基づき、各年度の使用量から算定する。

ただし、4-(3)の考え方により二酸化炭素排出量のみの算定とする。

★温室効果ガス(二酸化炭素排出量)の算定式

①電気の使用に伴う排出(他人からの供給された電気[一般電気事業者])

$$\text{排出量} = \text{電気使用量} \times \text{二酸化炭素排出係数}$$

②燃料の使用に伴う排出

$$\text{排出量} = \text{燃料使用量} \times \text{単位使用量当りの発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12$$

③ごみの焼却に伴う排出

$$\text{排出量} = \text{廃プラスチック廃棄量} \times \text{二酸化炭素排出係数}$$

【温室効果ガス排出量の算定に関わる係数】

区分	単位	単位使用量当りの発熱量	炭素(C)排出係数	C⇒CO ₂ 換算値	二酸化炭素排出係数(kg-CO ₂ /単位)
電気	Kwh				(※1) 0.561
ガソリン	㍑	34.6	0.0183	44/12	2.32
軽油	㍑	37.7	0.0187	44/12	2.58
灯油	㍑	36.7	0.0185	44/12	2.49
A重油	㍑	39.1	0.0189	44/12	2.71
液化石油ガス (LPG)	Kg	50.8	0.0163	44/12	3.00
都市ガス	m ³	(※2) 46.0	0.0136	44/12	2.29
一般廃棄物の焼却 (廃プラ)	Kg				2.77

(※1) 電気については、電力会社から公表される排出係数が毎年度変動するため、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」第2条第4項第3号に基づき環境大臣及び経済産業大臣から代替として公表されている係数(平成22年度時点)を用いることとする。

(※2) 都市ガスの単位使用量あたりの発熱量については、出雲ガス㈱が公表している数値を適用する。

6. 計画の目標

(1) 基本方針

本計画では、以下の7項目の基本方針を掲げ、環境負荷の低減に向けた取り組みを推進する。

- | |
|-------------------------|
| 1. 環境にやさしいエコオフィスの創出 |
| 2. グリーン購入の促進 |
| 3. ごみ減量とリサイクルの推進 |
| 4. 環境に配慮した建築物の建築・維持管理 |
| 5. 環境に関する研修及び情報提供の推進 |
| 6. 環境マネジメントシステムの運用手順の拡大 |
| 7. 環境保全活動への参加促進 |

(2) 実行目標

本計画による実行目標を以下のとおり設定し、計画期間内での目標達成を目指すものとする。

① 【環境配慮項目別削減目標】

環境配慮項目	実 行 目 標		平成33年度目標 (通勤距離3km未満ノマイカーについては平成28年度)
省エネルギー	電気使用量の削減	電気使用量を平成22年度比11%以上削減	
	公用車の燃料の使用量削減	ガソリン 軽油	ガソリン使用量を平成22年度比10%以上削減 軽油使用量を平成22年度比5%以上削減
	その他の燃料の使用量削減	灯油 A重油 LPG	灯油使用量を平成22年度比7%以上削減 重油使用量を平成22年度比5%以上削減 ガスの使用量を平成22年度比5%以上削減
	都市ガス	ガス	ガスの使用量を平成22年度比12%以上削減
	通勤距離3km未満マイカー利用自粛		ノーマイカー通勤率を80%以上
省資源	水使用量の削減	水	水使用量を平成22年度比5%以上削減
	紙の使用量削減	コピー用紙 封筒	コピー用紙使用量を平成22年度比5%以上削減 封筒使用量を平成22年度比5%以上削減
その他	一般廃棄物の削減	可燃ごみ(廃プラ)	排出量を平成22年度比10%以上削減

※P14 資料2-1, 2 参照

※水及び紙の使用削減については、エコアクII目標削減率を参考に設定(P14 資料3 参照)

※紙の使用及び一般廃棄物の削減については、サイト1を対象とする。

② 【市の事務事業に関わる温室効果ガス削減目標】

項 目	実 行 目 標	平成33年度目標
温室効果ガス排出量	市の事務及び事業から発生する温室効果ガスの削減	上記①の網掛項目の削減目標達成により、CO ₂ の排出量を平成33年度までに平成22年度比で10%以上削減する。

※P14 資料2-1 項目別温室効果ガス削減目標 参照

③ 【平成33年度までに目標とする温室効果ガスの排出量】

温 室 効 果 ガ 斯 目 標 排 出 量	備 考
7,757,100Kg-CO ₂	8,616,300kg-CO ₂ (H22排出量)-859,200 kg-CO ₂ (H33目標削減量)

※P14 資料2-2 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み内容と削減数値等 参照

④ 【平成28年度までにノーマイカー率80%以上を目標とする温室効果ガスの排出量】

温 室 効 果 ガ 斯 目 標 排 出 量	備 考
20,200Kg-CO ₂	58,000kg-CO ₂ (H23排出量)-37,800 (H28目標削減量)

※P14 資料2-2 「通勤距離3km未満のマイカー通勤自粛」 参照

(3) 削減目標値設定の考え方

東日本大震災以後のエネルギー事情の激変、及び基準年度である平成22年度は猛暑と豪雪によりエネルギー使用量が例年より多かったことを考慮し、エコアクIIの削減目標7%からさらに踏み込み、今後10年間で10%以上の温室効果ガス排出削減を目指す。

なお、項目ごとの削減目標値は、資料4「エコアクIIにおける温室効果ガス排出量の状況」に基づき、削減余地の大小を勘案し5~12%の範囲で設定した。

7. 地球温暖化対策等に関わる取り組み

環境配慮項目の実行目標達成に向け、日常的に実践するため具体的な取り組みを推進する。(表中の網掛けは、出雲市環境基本計画に定める市職員の率先行動項目を示す。)

(1) 環境にやさしいエコオフィスの創出

実行目標	区分	具体的な取り組み
電気使用量の削減	行動管理	不要な照明の消灯・冷暖房の使用抑制 昼休みの消灯及びパソコン不使用の徹底 照明器具の定期的な清掃 OA機器等の不要電力の削減（省電力機能の活用等） 冷暖房設備の温度設定管理と室温管理（冷房28℃・暖房19℃） 冷暖房設備の定期的な点検 冷暖房機器のこまめなフィルター清掃 冷房機器と扇風機、暖房機器とストーブの同時使用禁止 ブラインド等の有効活用による冷暖房負荷の軽減 クールビズ・ウォームビズの実践 ノー残業デーの徹底・定時退庁の励行 エレベーターの利用抑制（階段利用の励行） 電気ポットの自粛又は適正使用と管理
車の燃料の削減 【ガソリン・軽油】	行動管理	用務地2km未満における公用車利用の自粛 徒歩、自転車、公共交通機関の積極的利用や相乗りの励行 乗車時の車両チェックの徹底 公用車管理部署による定期的な車両検査の実施 不要なアイドリング・急発進・急加速禁止 走行ルートの合理化 過積載防止、不要物積載禁止 エアコン利用の自粛 通勤距離3km未満のマイカー通勤自粛
その他燃料の削減 【灯油・重油・ガス】	行動管理	石油ストーブの清掃と点検 冷暖房設備の温度設定管理と室温管理（冷房28℃・暖房19℃）【再】 冷暖房設備の定期的な点検【再】 冷暖房機器のこまめなフィルター清掃【再】 冷房機器と扇風機、暖房機器とストーブの同時使用禁止【再】 ブラインド等の有効活用による冷暖房負荷の軽減【再】 クールビズ・ウォームビズの実践【再】 ノー残業デーの徹底・定時退庁の励行【再】 給湯設備・コンロの定期点検 給湯器・コンロの効率的な使用
水の使用削減 《排水対策》	行動管理	日常的な節水励行 公用車洗車時の節水励行 コーヒーなど作り過ぎに注意 水筒などのマイボトルの持参 食器洗浄時など水の流しちばなし禁止 油汚れはホロ布等で拭き取って洗浄 漏水点検の徹底 洗剤等の適量使用とアクリルたわしの活用 シンクへの水切りネット設置励行
紙の使用削減	行動管理	文書・資料の簡素化と共有化の推進 庁内LANを活用した周知及び昭会等の徹底 会議資料等の印刷物の部数の最小限化 会議ではパソコンやプロジェクター等の活用 両面印刷（コピー）や縮小印刷（コピー）の励行 新聞紙折の励行によるコピー機使用・ステイブル針の節減 不要文書、ミスコピーの裏面利用推進

		コピー機や印刷機械の管理、使用方法の徹底 ポスター・カレンダーの裏紙の利用 会議での封筒使用の自粛 使用済み封筒の再利用
環境に配慮した文具・事務用品の利用	行動管理	詰め替え商品の利用 ファイルの再利用 付箋紙の繰り返し利用 文具等の在庫管理の徹底 遊休物品や不要品の情報提供

(2) グリーン購入の促進

実行目標	区分	具体的な取り組み
環境に配慮した用紙類の調達推進等	調達	コピー用紙、印刷用紙、封筒などはすべて再生紙【特殊なものは除く】(古紙配合率100%、白色度70%程度) チラシ、冊子、パンフ、ポスター等外注印刷物は、原則として再生紙
環境に配慮した文具・事務用品の調達推進	調達	環境ラベル添付製品 再生材を多く使用している製品 詰め替え、再使用できる製品 リサイクルしやすい製品
環境に配慮したOA機器の調達	調達	環境ラベル添付製品 省エネ設計製品 廃棄する際、リサイクル設計されている製品
環境に配慮した電気製品の調達	調達	省エネ設計機器等の導入 長期使用が可能な製品 再利用、リサイクルが可能な製品
環境に配慮した公用車の導入推進	調達	低燃費車・低公害車等の導入(電気自動車・ハイブリッド車・アイドリングストップ車など)

(3) ごみ減量とリサイクルの推進

実行目標	区分	具体的な取り組み
ごみの減量化の推進	行動管理	事務・事業から発生するごみの抑制 マイバッグ運動の実践 割り箸使用自粛とマイ箸の持参 簡易包装商品の選択 詰め替え商品の利用【再】 遊休物品や不用品の情報提供【再】
リサイクルの推進	行動管理	紙類(OA紙、新聞、雑誌、雑紙、ダンボール)のリサイクル 空き缶、空き瓶のリサイクル 割り箸のリサイクル 生ごみのリサイクル

(4) 環境に配慮した建築物の建築・維持管理

実行目標	区分	具体的な取り組み
環境に配慮した建築物の建設推進	行動検討	再生材の使用又は再生可能な材料の選択 省エネ設備等の導入による電力及び燃料消費の低減検討 クリーンエネルギー(太陽光・風力)の利用検討 雨水の有効利用など水資源節約検討 敷地周辺や屋上の緑化検討
建築物の維持管理推進	行動管理	冷暖房時の適正な温度管理(冷房28℃、暖房19℃) 各施設の適正運転と点検を励行 敷地内及び周辺地域の美化推進



(5) 環境に関する研修及び情報提供の推進

実行目標	区分	具体的な取り組み
研修の実施	行動	環境保全意識向上にための研修の実施（E M S 研修を含む） 環境に関する研修等への積極的な参加の促進
情報提供の推進	行動	ポスター、チラシ、パンフ、庁内 L A N 等を利用した情報提供

(6) 環境マネジメントシステム(EMS)の運用手順の拡大

実行目標	区分	具体的な取り組み
E M S の運用管理 徹底と拡大	行動	サイト内におけるE M S の運用管理の徹底 計画範囲でのエコオフィス活動及びイベント手順書の運用促進

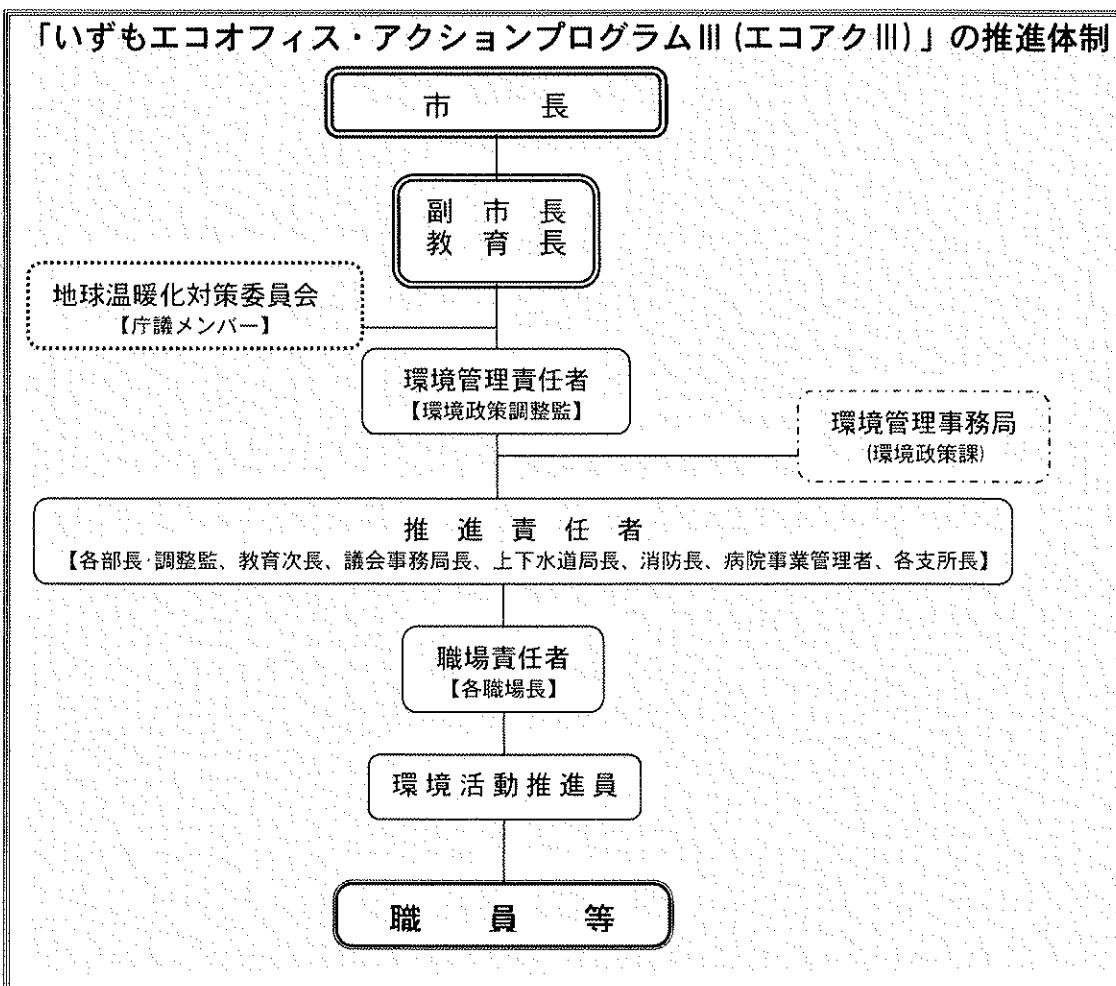
(7) 環境保全活動への参加促進

実行目標	区分	具体的な取り組み
環境活動への参加	行動	職員による定例美化活動の実施拡大 地域の清掃活動などのボランティアへの積極的参加促進
情報提供の推進	行動	市民や事業者に対し、広報・H Pなどを利用した環境情報の提供促進
エコライフの推進	行動	本計画の取り組みを家庭で出来ることから実践する 家庭版環境 I S O に登録し実行する 小・中学校における「学校版エコライフチャレンジしまね」への積極的な参加

8. 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の推進体制は、出雲市環境マネジメントシステム(EMS)の推進組織とする。



①エコアクⅢの推進体制における名称とEMSの名称との関係及び役割

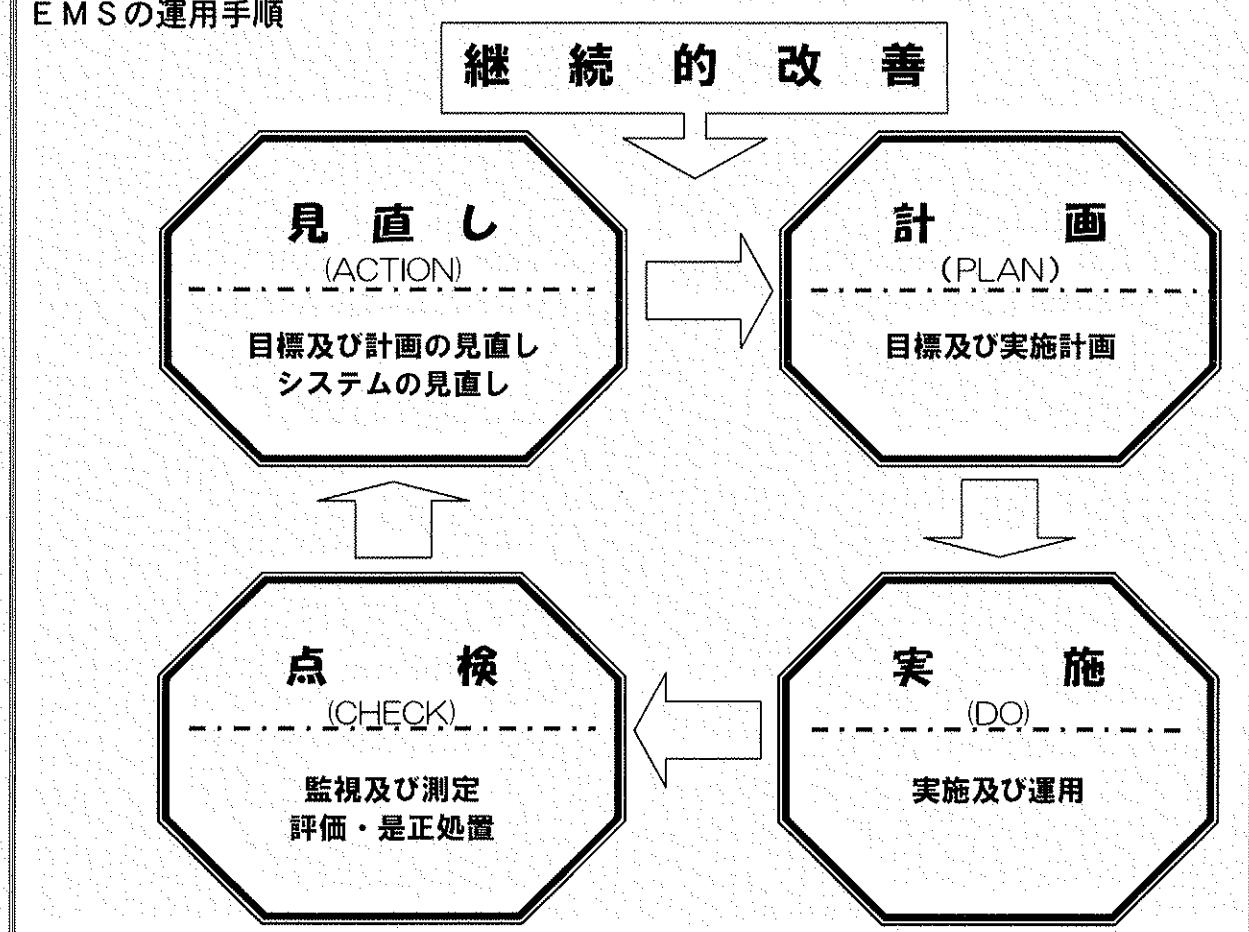
エコアクⅢ	EMS	役割
市長	最高責任者	・計画の統括、見直し
副市長・教育長		・市長を補佐
地球温暖化対策委員会 【庁議メンバー】	庁議	・見直し審議
環境管理責任者 【環境政策調整監】	環境管理責任者	・地球温暖化対策委員会への計画の進捗 状況報告、計画見直しの付議 環境管理事務局の業務の統括
環境管理事務局 【環境政策課】	環境管理事務局	・環境管理責任者を補佐 ・計画の職員への周知、市民への公表 ・取り組みに関する啓発 ・データの集計及び報告 ・内部監査の実施及び報告
推進責任者 【各部長・調整監、教育次長、議会事務局長、上下水道局長、消防長、病院事業管理者、各支所長】		・部署内の計画実行統括
職場責任者 【各職場長】	所属長	・職場内の計画の実行統括 ・計画内容周知と実行状況確認及び是正
環境活動推進員(※)	環境活動推進員	・各職場のデータ集計及び報告

(※) サイトⅠ及び支所は職場単位、幼稚園は施設単位で1名とする。小中学校については、教育委員会の各担当者とする。

(2) 推進管理

「エコアクⅢ」の対象部署のうち、サイトⅠについてはEMSの手順に従い管理する。また、その他の部署については、EMSの手順を運用し管理する。

EMSの運用手順



①点検

本計画範囲内の各職場の環境活動推進員は、「エコアク・省エネ法年間エネルギー報告シート」(P12 参照)に毎月のエネルギー等の使用量を記録し、環境管理事務局へ提出する。提出方法については、「環境マネジメントシステム運用手順書」において別途定める。

提出されたデータを環境管理事務局がまとめ、温室効果ガスの排出量等の結果を環境管理責任者に報告する。

環境管理責任者は、温室効果ガスの排出量等の結果から、本計画の進捗状況を「地球温暖化対策委員会【庁議】」に報告する。

②見直し

点検結果により、必要に応じて本計画の見直しを行う。

本計画の見直しは、環境管理責任者が「地球温暖化対策委員会【庁議】」に付議し、最終的に市長が計画推進のために必要な見直しを決定する。

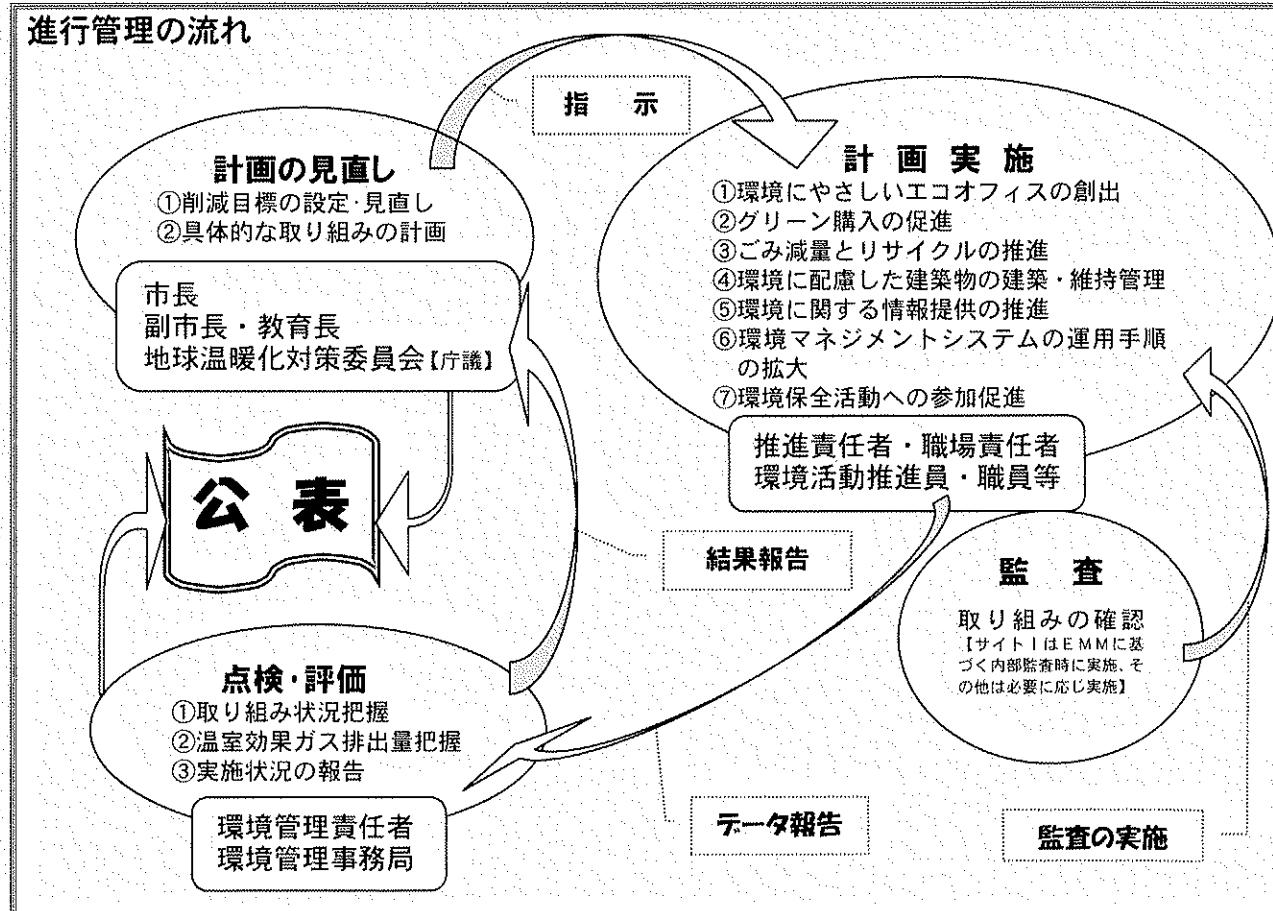
③公表

本計画の内容及び取組状況については、職員に周知するとともに、ホームページ等により市民に公表し、地球温暖化対策に向けた取り組みの必要性などについて啓発を行う。また、環境に配慮した取り組みを市民や事業者に普及するため、ごみの減量、リサイクルの推進、省エネルギーなどさまざまな環境問題についても啓発を行う。

④監査

サイト1の部署については、環境マネジメントマニュアル(EMM)に基づき実施する内部監査時に本計画の取り組み状況を確認する。その他の部署については、環境管理責任者が必要と判断した場合に実施する。

進行管理の流れ



エコアク・省エネ法年間エネルギー報告シート

年度

平成

所管№	所管名	工場名	担当者名
施設№	施設名		

区分	エネルギー												資源						その他				
	電気① 基調電力量 基調電力量 基調電力量	電気② 基調電力量 基調電力量 基調電力量	ガソリン③ ガソリン ガソリン ガソリン	軽油④ 軽油 軽油 軽油	灯油⑤ 灯油 灯油 灯油	重油⑥ 重油 重油 重油	LPG⑦ LPG LPG LPG	都市ガス⑧ 都市ガス 都市ガス 都市ガス	上水道⑨ 上水道 上水道 上水道	雨水⑩ 雨水 雨水 雨水	封筒 封筒 封筒 封筒	可燃ごみ 可燃ごみ 可燃ごみ 可燃ごみ	紙類ごみ 紙類ごみ 紙類ごみ 紙類ごみ	埋立ごみ 埋立ごみ 埋立ごみ 埋立ごみ	不燃ごみ 不燃ごみ 不燃ごみ 不燃ごみ	KWh	KWh	KWh	KWh	Kg	Kg	Kg	
運送 人	kWh	kWh	kWh	m3	m3	m3	m3	m3	m3	m3	m3	m3	m3	m3	m3	m3	m3	m3	m3	m3	m3	m3	
4月																							
5月																							
6月																							
7月																							
8月																							
9月																							
上期																							
10月																							
11月																							
12月																							
1月																							
2月																							
3月																							
下期	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

【記入上の注意】

- ★「基調電力量」は毎月の電気使用量のお気らせに記載されている有効電力量を記入します。
- ★「ヨコヒー用紙は、各機器で測定した紙量を下記の表を参考に換算し記入してください。」

A.4

1枚あたり4.6g(250枚⇒1kg)

A.3

1枚あたり1.8g(250枚⇒20kg)

B.5

1枚あたり3.8g(250枚⇒7.5kg)

B.4

1枚あたり6.6g(250枚⇒15kg)

*会員は、各機器で測定した枚数を記入してください。(全ての計算の表計算用紙、給食センターの調理にかかるエネルギー使用量、消防署の緊急車両にかかる燃料も該当欄に入してください。)

*エネルギーセンター・環境センタークリーンセンターの運動用の電気及び燃料の使用量、給食センターの調理にかかるエネルギー使用量を記入します。)

資料2

1. 項目別温室効果ガス削減目標

	電気 (kWh)	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPG (kg)	都市ガス (m ³)	廃プラ (kg)	合計
基準年度使用量(H22)	10,935,200	170,200	10,500	401,200	240,700	35,500	120,000	9,800	
目標使用量(H33)	9,732,300	153,200	9,980	373,100	228,700	33,720	105,600	8,820	
CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /単位)	0.561	2.32	2.58	2.49	2.71	3.00	2.29	2.77	
H22 CO ₂ 排出量① (kg-CO ₂)	6,134,600	394,900	27,100	999,000	652,300	106,500	274,800	27,100	8,616,300
H33 CO ₂ 目標排出量② (kg-CO ₂)	5,459,800	355,400	25,700	929,000	619,800	101,200	241,800	24,400	7,757,100
CO ₂ 目標削減量①-② (kg-CO ₂)	674,800	39,500	1,400	70,000	32,500	5,300	33,000	2,700	859,200
使用量削減率目標(%)	11.0	10.0	5.0	7.0	5.0	5.0	12.0	10.0	10.0

2. 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み内容と削減数値等

項目	内容	削減量(kg-CO ₂)
1. 電気	(1) 7. (1) 「電気使用量の削減」に掲げる具体的な取り組み (2) 二重窓の導入等建物の断熱化 (3) 高効率空調システムの導入 (4) LED照明の導入 (5) 太陽光発電システムの導入 (6) 小型風力発電施設の導入 (7) バイオマス発電システムの導入	674,800
2. ガソリン	(1) 7. (1) 「車の燃料の削減」に掲げる具体的な取り組み (2) 公用車への電気自動車(EV)等低燃費車の導入	39,500
3. 軽油	(1) 7. (1) 「車の燃料の削減」に掲げる具体的な取り組み (2) 公用車への電気自動車(EV)等低燃費車の導入	1,400
4. 灯油	(1) 7. (1) 「その他燃料の削減」に掲げる具体的な取り組み (2) 二重窓の導入等建物の断熱化	70,000
5. A重油	(1) 7. (1) 「その他燃料の削減」に掲げる具体的な取り組み (2) 高効率重油ボイラーの導入	32,500
6. LPG	(1) 7. (1) 「その他燃料の削減」に掲げる具体的な取り組み (2) 高効率ガスコンロ/ガス給湯器の導入	5,300
7. 都市ガス	(1) 7. (1) 「その他燃料の削減」に掲げる具体的な取り組み (2) 高効率ガスコンロ/ガス給湯器の導入	33,000
8. 廃プラ	(1) 7. (3) 「ごみ減量とリサイクルの推進」に掲げる具体的な取り組み	2,700
	総削減量	859,200

項目	内容	削減量(kg-CO ₂)
通勤距離3km未満のマイカー通勤自粛	通勤距離3km未満の市職員のノーマイカー率80%を目指す。 H24.1月における3km未満の通勤者数:445名(うちマイカー利用者数:255名) 平均通勤距離(往復)を4km、マイカーの燃費10km/ℓとした場合のH24.1月現在の年間CO ₂ 排出量:1/10km/ℓ×4km×245日×255名×2.32=58,000kg-CO ₂ 同じ条件でノーマイカー率80%とした場合 マイカー利用者数:445名×(1-0.8)=89名 年間CO ₂ 排出量:1/10km/ℓ×4km×245日×89名×2.32=20,200kg-CO ₂ 削減量=58,000-20,200=37,800kg-CO ₂	37,800

資料3 水及び紙の使用量削減目標

	水(m ³)	紙	
		コピー用紙(kg)	封筒(枚)
基準年度使用量(H22)	237,800	55,700	378,800
目標使用量(H33)	225,900	52,900	360,000
目標削減率(%)	5.0	5.0	5.0
(参考)エコアクII目標削減率	3.0	5.0	3.0

資料4 エコアクIIにおける温室効果ガス排出量の状況（旧斐川町分を除く）

		電気	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	都市ガス	廃棄物	計
基準年度 目標	C02排出量 (kg-C02)	5, 503, 803	323, 027	31, 491	1, 346, 004	994, 234	146, 341	133, 400	15, 933	8, 494, 233
	C02排出量 (kg-C02)	5, 134, 803	291, 727	28, 991	1, 262, 504	914, 733	134, 641	122, 800	11, 153	7, 901, 352
	対基準年度削減率 (%)	▲ 6.7	▲ 9.7	▲ 7.9	▲ 6.2	▲ 8.0	▲ 8.0	▲ 7.9	▲ 30.0	▲ 7.0
H18年度実績 対基準年度削減率 (%)	C02排出量 (kg-C02)	5, 421, 292	360, 858	29, 442	1, 095, 831	816, 871	155, 530	122, 154	10, 613	8, 012, 591
	C02排出量 (kg-C02)	5, 699, 699	340, 946	15, 516	1, 321, 712	642, 040	136, 890	134, 326	8, 783	8, 299, 912
	対基準年度削減率 (%)	▲ 3.6	5.5	▲ 50.7	▲ 1.8	▲ 35.4	▲ 6.5	0.7	▲ 44.9	▲ 2.3
H19年度実績 対基準年度削減率 (%)	C02排出量 (kg-C02)	5, 486, 484	360, 284	39, 147	1, 152, 475	586, 813	130, 977	190, 290	14, 814	7, 961, 284
	C02排出量 (kg-C02)	5, 826, 418	357, 874	46, 119	1, 119, 941	637, 937	103, 953	198, 885	26, 124	8, 317, 251
	対基準年度削減率 (%)	▲ 0.3	11.5	24.3	▲ 14.4	▲ 41.0	▲ 10.5	42.6	▲ 7.0	▲ 6.3
H20年度実績 対基準年度削減率 (%)	C02排出量 (kg-C02)	5, 663, 588	386, 779	19, 049	1, 422, 792	592, 687	111, 529	249, 506	24, 937	9, 470, 867
	C02排出量 (kg-C02)	6, 663, 588	386, 779	19, 049	1, 422, 792	592, 687	111, 529	249, 506	24, 937	9, 470, 867
	対基準年度削減率 (%)	21.1	19.7	▲ 39.5	5.7	▲ 40.4	▲ 23.8	87.0	56.5	11.5

※出雲総合医療センターの病院部門を含んだ数値であるため、資料1～2の平成22年度集計値と異なる。

